

平成 27 年 3 月 31 日

家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について

－衣類等の洗濯表示が変わります－

本日、衣類等の繊維製品の洗濯表示に関して、家庭用品品質表示法（※）に基づく繊維製品品質表示規程が改正されました。

※ 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。繊維製品に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づき、繊維製品品質表示規程（平成 9 年通商産業省告示第 558 号）において定められています。

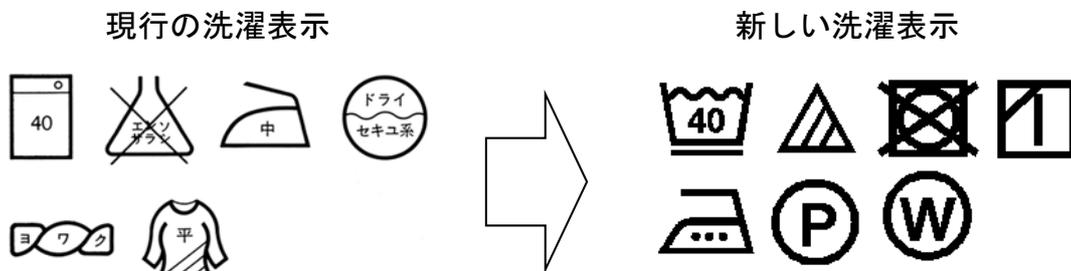
1 改正の概要

平成 28 年 12 月から、衣類等の繊維製品の洗濯表示を新しい J I S L 000 1（以下「新 J I S」という。）にならったものに変更します（記号の詳細は別紙のとおり）。

新 J I S では、記号の種類が 22 種類から 41 種類に増え、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになります。また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

このように、新しい洗濯表示に変わることによって、一般消費者の利便性の向上が期待できます。

【変更後の表示例】



注：両者の表示は同じ取扱方法を意味するものではありません。

2 改正の経緯

- 衣類等の洗濯表示は、繊維製品品質表示規程により、JISにならって表示することになっています。
- 従来の洗濯表示に関する国際規格（ISO3758）は、日本独自の洗濯習慣（※）に合ったものではなく、現在の洗濯表示を定めたJIS L 0217（以下「現行JIS」という。）は日本独自のものとなっています。
※ 日本独自の洗濯習慣として、干して乾燥すること（自然乾燥）や縦型洗濯機の使用などがあります。
- このため、日本から国際規格の改正提案を行い、平成24年4月にはその提案を反映した国際規格が発行され、平成26年10月には、改正された国際規格に整合した新JISが制定されました。
- 今回、衣類等の繊維製品の洗濯表示を新JISにならせたものとするため、繊維製品品質表示規程について所要の改正を行いました。

3 施行日

平成28年12月1日

（施行日前は現行JISの表示を行い、施行日以降に新JISの表示を行います。）

4 経過措置

施行日前に現行JISの表示を行った製品は、施行日以降もそのままの表示で差し支えありません。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：藤田、中尾

電話：03-3507-9205（直通）

新JISの洗濯表示記号

—平成28年12月1日以降に表示する記号—

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170		・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる(排気温度上限80℃)
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる(排気温度上限60℃)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

現行JISでは、「中性」の付記用語や、アイロンのあて布の記号「」の付記の方法が定められていましたが、新JISではこれらの定めは無くなりました。



付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)

考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」など

(参考) 現行JISの洗濯表示記号

—平成28年11月30日まで表示する記号—

表1 洗いか方(水洗い)

番号	記号	記号の意味
101		液温は、95°Cを限度とし、洗濯ができる。
102		液温は、60°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
103		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
104		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い※がよい。
105		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い※がよい。
106		液温は、30°Cを限度とし、弱い手洗い※がよい。(洗濯機は使用できない)
107		水洗いはできない。

※弱い手洗いには振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがあります。

表4 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
401		ドライクリーニングができる。溶剤はパークロロエチレン又は石油系のものを使用する。
402		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する。
403		ドライクリーニングはできない。

表5 絞り方

番号	記号	記号の意味
501		手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい。
502		絞ってはいけない。

表2 塩素漂白の可否

番号	記号	記号の意味
201		塩素系漂白剤による漂白ができる。
202		塩素系漂白剤による漂白はできない。

表3 アイロンの掛け方

番号	記号	記号の意味
301		アイロンは210°Cを限度とし、高い温度(180から210°Cまで)で掛けるのがよい。
302		アイロンは160°Cを限度とし、中程度の温度(140から160°Cまで)で掛けるのがよい。
303		アイロンは120°Cを限度とし、低い温度(80から120°Cまで)で掛けるのがよい。
304		アイロン掛けはできない。

表6 干し方

番号	記号	記号の意味
601		つり干しがよい。
602		日陰のつり干しがよい。
603		平干しがよい。
604		日陰の平干しがよい。

参考

現行JISにある絞り方の に相当する記号は新JISに無いため、新JIS表示では、必要に応じて「弱く絞る」などの付記用語で表示されることになります。

また、 は、自然乾燥記号におけるぬれ干しの記号()においてその意味を含んでいます。